



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*10 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 1

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則（令和元年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休憩時間) 第7条 略 2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員の従事する職務の特殊性又はその在勤する公署の特殊の必要がある場合</u></p> <p>(2) <u>公務の運営並びに会計年度任用職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合</u></p>	<p>(休憩時間) 第7条 略 2 前項の休憩時間は、<u>会計年度任用職員の従事する職務の特殊性又はその在勤する公署の特殊の必要がある場合において、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。